

○ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 個人番号の利用による預貯金口座の管理(第三条―第七(条))</p> <p>第三章 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供(第八条―第十条)</p> <p>第四章 預金保険機構の業務の特例等(第十一条―第十七条)</p> <p>第五章 雑則(第十八条―第三十一条)</p> <p>第六章 罰則(第三十二条―第三十四条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、デジタル社会形成基本法(令和三年法律第 号)第二章に定めるデジタル社会(同法第二条に規定するデジタル社会をいう。)の形成についての基本理念にのっとり、個人</p>	<p>預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理(第三条―第六(条))</p> <p>第三章 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供(第七条―第九条)</p> <p>第四章 預金保険機構の業務の特例等(第十条―第十六条)</p> <p>第五章 雑則(第十七条―第二十九条)</p> <p>第六章 罰則(第三十条―第三十二条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、デジタル社会形成基本法(令和三年法律第 号)第二章に定めるデジタル社会(同法第二条に規定するデジタル社会をいう。)の形成についての基本理念にのっとり、預貯</p>

番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設する等により、預貯金者の利益の保護を図りつつ、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資することを目的とする。

(定義)

## 第二条 〔略〕

### 第二章 個人番号の利用による預貯金口座の管理

〔金融機関に対する個人番号の提供等〕

## 第三条

① 金融機関は、預貯金契約（預貯金の受入れを内容とする契約をいう。）の締結その他金融に関する取引（預貯金の払戻し、少額の

金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設する等により、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

## 第二条 〔略〕

### 第二章 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

〔金融機関に対する申出等〕

## 第三条

預貯金者は、特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、当該金融機関が個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を利用して管理することを希望する場合には、主務省令で定めるところにより、当該金融機関に対し、その旨の申出をすることができる。

2| 金融機関は、預貯金契約（預貯金の受入れを内容とする契約をいう。）の締結その他主務省令で定める重要な取引を行おうとする

取引その他の主務省令で定める取引を除く。)を行おうとする場合には、預貯金者(預貯金者になろうとする者を含み、当該金融機関がこの法律の規定により個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を既に保有している者を除く。以下この条及び次条において同じ。)に対し、次に掲げる事項を説明した上で、主務省令で定める方法により、当該預貯金者が本人であることを確認するため、本人特定事項(氏名、住所及び生年月日をいう。以下同じ。)その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるものを確認しなければならない。この場合において、金融機関は、当該預貯金者からその個人番号の提供を受けなければならない。

一 当該金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について当該金融機関が個人番号を利用して管理すること。

二 当該預貯金者の本人特定事項及び個人番号は、預金保険機構を經由して他の全ての金融機関に通知され、他の全ての金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について当該他の全ての金融機関が個人番号を利用して管理すること。

三 当該預貯金者の個人番号は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五条第一項の規定による支払に関する調査

場合には、預貯金者(預貯金者になろうとする者を含み、当該金融機関が個人番号を既に保有している者を除く。)に対し、次に掲げる事項を説明した上で、当該金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について当該金融機関が個人番号を利用して管理することを承諾するかどうかを確認しなければならない。

一 災害時又は相続時において、当該預貯金者の個人番号の利用により当該預貯金者又はその相続人が当該預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

二 当該預貯金者の個人番号は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五条第一項の規定による支払に関する調査

の提出、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二十九條第一項の規定による報告、預金保険法第五十五條の第二項の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続において当該預貯金者の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

四 災害時又は相続時において、当該預貯金者の個人番号の利用により当該預貯金者又はその相続人が当該預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

2 前項後段の規定による提供を求められた預貯金者は、自ら個人番号を提供することに代えて、当該提供を求めた金融機関に対し、当該金融機関が預金保険機構から当該預貯金者の個人番号の通知を受けるよう求めることができる。

3 前項の規定により預貯金者の個人番号の通知を受けるよう求められた金融機関は、預金保険機構に対し、当該預貯金者の本人特定事項を通知し、当該預貯金者の個人番号の通知を求めなければならぬ。この場合において、当該金融機関が預金保険機構から当該預貯金者の個人番号の通知を受けたときは、第一項後段の規定により当該預貯金者からその個人番号の提供を受けたものとみなす。

〔削る〕

の提出、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二十九條第一項の規定による報告、預金保険法第五十五條の第二項の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続において当該預貯金者の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

3 金融機関は、第一項の申出を受けた場合又は預貯金者が前項の規定による承諾をした場合には、主務省令で定める方法により、当該申出又は承諾をした預貯金者が本人であることを確認するため、本人特定事項（氏名、住所及び生年月日をいう。以下同じ。）その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるものを確認しなければならない。この場合において、金融機関は、当該預貯金者に対し、個人番号の提供を求めることができる。

4 金融機関は、前項後段の規定により当該預貯金者の個人番号の提供を受けることができなかつた場合には、預金保険機構に対し、当該預貯金者の本人特定事項を通知し、当該預貯金者の個人番号の通知を求めることができる。

〔削る〕

4| 金融機関は、第一項後段の規定により預貯金者の個人番号の提供を受けた場合には、預金保険機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

〔削る〕

- 一| 当該預貯金者の本人特定事項
- 二| 当該預貯金者の個人番号
- 三| その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるもの

（金融機関の免責）

第四条 金融機関は、預貯金者が前条第一項に規定する金融に關す

5| 金融機関は、第一項の申出を受けた場合又は預貯金者が第二項の規定による承諾をした場合には、当該預貯金者に対し、同項各号に掲げる事項を説明した上で、他の全ての又は特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について当該他の全ての又は特定の金融機関が個人番号を利用して管理することを承諾するかどうかを確認しなければならない。この場合において、金融機関は、当該預貯金者が他の特定の金融機関について承諾したときは、当該他の特定の金融機関の名称を確認するものとする。

6| 金融機関は、預貯金者が前項の規定による承諾をした場合には、預金保険機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一| 他の全ての金融機関についての承諾か又は他の特定の金融機関についての承諾かの別及び他の特定の金融機関についての承諾であるときは、当該他の特定の金融機関の名称
- 二| 当該預貯金者の本人特定事項
- 三| 第三項後段の規定により当該預貯金者の個人番号の提供を受けたときは、当該個人番号
- 四| その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるもの

〔新設〕

る取引を行う際に同項前段の規定による確認に応じないとき又は同項後段の規定による提供をしないときは、当該預貯金者が当該確認に応じ、かつ、当該提供をするまでの間、当該取引に係る義務の履行を拒むことができる。

(個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する申出)

第五条 預貯金者は、当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、金融機関が個人番号を利用して管理することを希望する場合には、主務省令で定めるところにより、当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理するいずれかの金融機関又は預金保険機構に対し、その旨の申出をすることができる。

2 前項に規定する金融機関又は預金保険機構は、同項の申出を受けた場合には、当該申出をした預貯金者に対し、第三条第一項各号に掲げる事項を説明した上で、主務省令で定める方法により、当該預貯金者が本人であることを確認するため、当該預貯金者の本人特定事項その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるものを確認しなければならない。この場合において、当該申出を受けた金融機関は、当該預貯金者から個人番号の提供を受けなければならない。

3 第三条第二項から第四項までの規定は、第一項の申出を受けた金融機関が前項後段の規定により個人番号の提供を受ける場合に

(預金保険機構に対する申出)

第四条 預貯金者は、全ての又は特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、当該全ての又は特定の金融機関が個人番号を利用して管理することを希望する場合には、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、その旨の申出をすることができる。この場合において、預金保険機構は、当該預貯金者が特定の金融機関について希望したときは、当該特定の金融機関の名称を確認するものとする。

2 預金保険機構は、前項の申出を受けた場合には、主務省令で定める方法により、当該申出をした預貯金者が本人であることを確認するため、当該預貯金者の本人特定事項その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるものを確認しなければならない。この場合において、預金保険機構は、当該預貯金者に対し、個人番号の提供を求めることができる。

〔新設〕

ついて準用する。

(預金保険機構による個人番号の通知)

第六条 預金保険機構は、第三条第四項(前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による通知又は前条第一項の申出を受けた場合には、全ての金融機関(第三条第四項の規定による通知を受けた場合にあつては、当該通知をした金融機関を除く。)に対し、当該通知又は申出に係る預貯金者の本人特定事項を通知しなければならない。

2 [略]

3 [略]

(個人番号の利用による預貯金口座の管理)

第七条 金融機関は、第三条第一項後段の規定により個人番号の提供を受けた場合又は同条第三項(第五条第三項において準用する場合を含む。)若しくは前条第三項の規定により個人番号の通知を受けた場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座について、当該預貯金者の本人特定事項その他預貯金の内容に関する事項であつて主務省令

(預金保険機構による個人番号の通知)

第五条 預金保険機構は、第三条第六項の規定による通知又は前条第一項の申出を受けた場合には、当該通知又は申出に係る金融機関に対し、当該預貯金者の本人特定事項を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた金融機関は、当該本人特定事項に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているかどうかについて、預金保険機構に対し、通知しなければならない。

3 預金保険機構は、前項の金融機関が当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているときは、当該金融機関に対し、当該預貯金者の個人番号を通知しなければならない。

(個人番号の利用による預貯金口座の管理)

第六条 金融機関は、第三条第三項後段の規定により個人番号の提供を受けた場合又は同条第四項若しくは前条第三項の規定により個人番号の通知を受けた場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座について、当該預貯金者の本人特定事項その他預貯金の内容に関する事項であつて主務省令で定めるものを当該個人番号により検索する

で定めるもの（次項及び第二十一条において「預貯金等情報」という。）を当該個人番号により検索することができる状態で管理しななければならない。

2| 金融機関は、前項の規定により管理する預貯金等情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該預貯金等情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3| 金融機関は、第一項の規定による管理を開始したときは、主務省令で定めるところにより、当該預貯金口座について、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一〜三 〔略〕

4| 〔略〕

第三章 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供

第八条・第九条 〔略〕

（預貯金者の本人特定事項及び個人番号の正確性の確保）

第十条 第七条第一項の規定による管理をする金融機関は、預金保険機構に対し、同項に規定する預貯金者の本人特定事項及び個人番号を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求めることができる。

2 〔略〕

ことができる状態で管理しなければならない。

〔新設〕

2| 金融機関は、前項の規定による管理を開始したときは、主務省令で定めるところにより、当該預貯金口座について、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一〜三 〔略〕

3| 〔略〕

第三章 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供

第七条・第八条 〔略〕

（預貯金者の本人特定事項及び個人番号の正確性の確保）

第九条 第六条第一項の規定による管理をする金融機関は、預金保険機構に対し、同項に規定する預貯金者の本人特定事項及び個人番号を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求めることができる。

2 〔略〕



第四章 預金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第十一条 預金保険機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 第六条第三項の規定による通知その他第二章の規定による業務
- 二 第八条第三項の規定による通知その他前章の規定による業務
- 三 前二号における業務に附帯する業務

(預金保険法等の適用)

第十二条 この法律により預金保険機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条第五号	事項	事項(個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第 号。以下「口座管理法」という。)) 第十一条の規定による業務に係るものを除く。

第四章 預金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第十条 預金保険機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 第五条第三項の規定による通知その他第二章の規定による業務
- 二 第七条第三項の規定による通知その他前章の規定による業務
- 三 前二号における業務に附帯する業務

(預金保険法等の適用)

第十一条 この法律により預金保険機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条第五号	事項	事項(預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第 号。以下「口座管理法」という。)) 第十条の規定による業務に係るものを除く。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第五十一条第二項	業務を	業務及び口座管理法第十一条の規定による業務を
第三百三十九条第一項	権限	権限（口座管理法第十二条第一項の規定により適用する第三十六条第一項及び口座管理法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第四十五条第二項の規定による権限にあつては、デジタル庁の所掌に係るものを除く。）
2 〔略〕	業務以外	業務及び口座管理法第十一条の規定による業務以外

（業務の委託）

第十三条 預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十一条の規定による業務（第八条第一項及び第九条第一項の規定による求めの受付に係るものに限る。）の全部又は一部を委託するものとする。

2 預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十一条の規定による業務（第八条第一項及び第九条第一項の規定による求めの受付に係るものを除く。）の一部

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第五十一条第二項	業務を	業務及び口座管理法第十条の規定による業務を
第三百三十九条第一項	権限	権限（口座管理法第十一条第一項の規定により適用する第三十六条第一項及び口座管理法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第四十五条第二項の規定による権限にあつては、デジタル庁の所掌に係るものを除く。）
2 〔略〕	業務以外	業務及び口座管理法第十条の規定による業務以外

（業務の委託）

第十二条 預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十条の規定による業務（第七条第一項及び第八条第一項の規定による求めの受付に係るものに限る。）の全部又は一部を委託するものとする。

2 預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十条の規定による業務（第七条第一項及び第八条第一項の規定による求めの受付に係るものを除く。）の一部を

を委託することができる。

3・4 [略]

(交付金)

第十四条 国は、予算の範囲内において、預金保険機構に対し、第十一<sup>一</sup>条の規定による業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(借入金)

第十五条 預金保険機構は、第十一<sup>一</sup>条の規定による業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

(手数料)

第十六条 預金保険機構は、第七<sup>七</sup>条第四項、第八<sup>八</sup>条第一項、第九<sup>九</sup>条第一項及び第十<sup>十</sup>条第一項（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。第二十<sup>二</sup>条において同じ。）の規定による求めに係る事務に関し、預金保険機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 [略]

(内閣府令・財務省令への委任)

委託することができる。

3・4 [略]

(交付金)

第十三<sup>三</sup>条 国は、予算の範囲内において、預金保険機構に対し、第十<sup>十</sup>条の規定による業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(借入金)

第十四<sup>四</sup>条 預金保険機構は、第十<sup>十</sup>条の規定による業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

(手数料)

第十五<sup>五</sup>条 預金保険機構は、第六<sup>六</sup>条第三項、第七<sup>七</sup>条第一項、第八<sup>八</sup>条第一項及び第九<sup>九</sup>条第一項（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。第十九<sup>九</sup>条において同じ。）の規定による求めに係る事務に関し、預金保険機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 [略]

(内閣府令・財務省令への委任)

第十七条 前三条に規定するもののほか、第十五条及び前条第二項の規定による認可に関する申請の手続その他前三条の規定を実施するため必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第五章 雑則

(特定金融機関の特例)

第十八条 特定金融機関（その業務の内容その他の事情を勘案して第二十条の規定による送信を行うことが困難なものとして行政庁が定める金融機関をいう。）については、第三条第二項から第四項まで、第五条、第六条、第七条第四項及び前二章の規定は、適用しない。この場合において、第三条第一項及び第七条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第三号に」と、第七条第一項中「場合又は同条第三項（第五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは前条第三項の規定により個人番号の通知を受けた場合」とあるのは「場合」とする。

(連絡及び協力)

第十九条 〔略〕

(金融機関及び預金保険機構による通知等の方法)

第二十条 第三条第四項（第五条第三項において準用する場合を含む。）

第十六条 前三条に規定するもののほか、第十四条及び前条第二項の規定による認可に関する申請の手続その他前三条の規定を実施するため必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第五章 雑則

(特定金融機関の特例)

第十七条 特定金融機関（その業務の内容その他の事情を勘案して第十九条の規定による送信を行うことが困難なものとして行政庁が定める金融機関をいう。）については、第三条第四項から第六項まで、第四条、第五条、第六条第三項及び前二章の規定は、適用しない。この場合において、第三条第二項及び第六条第一項の規定の適用については、第三条第二項中「次に」とあるのは「第二号に」と、第六条第一項中「場合又は同条第四項若しくは前条第三項の規定により個人番号の通知を受けた場合」とあるのは「場合」とする。

(連絡及び協力)

第十八条 〔略〕

(金融機関及び預金保険機構による通知等の方法)

第十九条 第三条第六項、第五条、第七条第三項及び第四項並びに

む。)、第六条、第八条第三項及び第四項並びに第九条第三項及び第四項の規定による通知並びに第三条第三項前段(第五条第三項において準用する場合を含む。)、第七条第四項及び第十条第一項の規定による求めは、主務省令で定めるところにより、金融機関又は預金保険機構の使用に係る電子計算機(磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。))及び入出力装置を含む。以下この条において同じ。))から電気通信回線を通じて相手方である預金保険機構又は金融機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(情報提供等の記録)

第二十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十四条に規定する行政機関の長等は、法令の規定に基づく手続において、金融機関に対して個人番号を利用して管理されている預貯金口座に係る預貯金等情報の提供を求め、又は金融機関から当該預貯金等情報の提供を受けたときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

一 当該預貯金等情報の提供を求めた金融機関又は提供をした金融機関の名称

二 当該預貯金等情報の提供を求め、又は提供を受けた日時

三 当該預貯金者の氏名その他主務省令で定める事項

第八条第三項及び第四項の規定による通知並びに第三条第四項、第六条第三項及び第九条第一項の規定による求めは、主務省令で定めるところにより、金融機関又は預金保険機構の使用に係る電子計算機(磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。))及び入出力装置を含む。以下この条において同じ。))から電気通信回線を通じて相手方である預金保険機構又は金融機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

[新設]

2| 金融機関が前項の行政機関の長等に対し預貯金等情報を提供した場合における個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二十九条第一項の規定の適用については、同項中「第三者」（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）とあるのは「第三者」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

第二十二條・第二十三條 〔略〕

（是正命令）

第二十四條 行政庁は、金融機関がその業務に関して第三條第一項（第十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項前段若しくは第四項（これらの規定を第五條第三項において準用する場合を含む。）、第五條第二項、第六條第二項、第七條第一項（第十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二項若しくは第三項、第八條第四項又は第九條第四項の規定に違反していると認めるときは、当該金融機関に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十五條〜第三十一條 〔略〕

第六章 罰則

第二十條・第二十一條 〔略〕

（是正命令）

第二十二條 行政庁は、金融機関がその業務に関して第三條第二項（第十七條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項前段、第五項若しくは第六項、第五條第二項、第六條第一項（第十七條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項、第七條第四項又は第八條第四項の規定に違反していると認めるときは、当該金融機関に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十三條〜第二十九條 〔略〕

第六章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第二十三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第三十三條 第二十四條の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十四條 〔略〕

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十二條、第十四條、第十五條、第十七條、第二十八條第一項、第二十九條及び第三十一條並びに次條から附則第四條まで、第九條及び第十條の規定 公布の日

第三十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第二十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第三十一條 第二十二條の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二條 〔略〕

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第二十六條第一項、第二十七條及び第二十九條並びに次條から附則第四條まで、第九條及び第十條の規定 公布の日

## 二 〔略〕

## (準備行為)

第二条 金融機関及び預金保険機構は、この法律の施行の日前において、第二十条の規定による送信に使用する情報システムの整備に必要な準備行為をすることができる。

## (経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第十二条第一項及び第二十九条の規定の適用については、同項の表中「デジタル庁」とあるのは「内閣府本府」と、同条中「内閣府令・デジタル庁令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令」とあるのは「内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令」とする。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における第十二条第一項、第十四条及び第十五条の規定の適用については、これらの規定中「第十一条の規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為に関する」とする。

3 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間にお

## 二 〔略〕

## (準備行為)

第二条 金融機関及び預金保険機構は、この法律の施行の日前において、第十九条の規定による送信に使用する情報システムの整備に必要な準備行為をすることができる。

## (経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第十一条第一項及び第二十七条の規定の適用については、同項の表中「デジタル庁」とあるのは「内閣府本府」と、同条中「内閣府令・デジタル庁令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令」とあるのは「内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令」とする。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における第十一条第一項、第十三条及び第十四条の規定の適用については、これらの規定中「第十条の規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為に関する」とする。

3 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間にお



ける第十二条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条第一項の規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為に関する」とする。

第四条・第五条〔略〕

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第号)

この法律(第二十八条第二項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

(住民基本台帳法の一部改正)  
第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の二の項の次に次のように加える。

十三の三 預金保険機構

個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第号)

号)による同法第三条第三項

(第五条第三項において準用する場合

ける第十一条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条第一項の規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為に関する」とする。

第四条・第五条〔略〕

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第号)

この法律(第二十六条第二項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

(住民基本台帳法の一部改正)  
第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の二の項の次に次のように加える。

十三の三 預金保険機構

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第号)

による同法第三条第四項、第五条第三

	<p>合を含む。)、第六条第三項、第八条第三項若しくは第九条第三項の通知又は同法第十条第一項の規定による情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
--	---

<p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第八条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条第四項中「第四条の三第一項」の下に「、個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第 号）<u>第七条第一項</u>」を加える。</p> <p>別表第一に次のように加える。</p>	<p>個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律による通知又は情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
---	--

<p>第九条 <u>〔略〕</u></p> <p>（内閣府設置法の一部改正）</p>	<p>百二 預金保険機構</p>
--	------------------

	<p>項、第七条第三項若しくは第八条第三項の通知又は同法第九条第一項の規定による情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
--	---

<p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第八条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条第四項中「第四条の三第一項」の下に「、<u>預貯金者の意思に基づく個人番号</u>の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第 号）<u>第六条第一項</u>」を加える。</p> <p>別表第一に次のように加える。</p>	<p>預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律による通知又は情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
---	---

<p>第九条 <u>〔略〕</u></p> <p>（内閣府設置法の一部改正）</p>	<p>百二 預金保険機構</p>
--	------------------

第十条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十一号の三の次に次の一号を加える。

四十一の四 個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第 号）の規定による個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に属すること（他省の所掌に属するものを除く。）

#### 第十一条 「略」

（デジタル庁設置法の一部改正）

第十二条 デジタル庁設置法（令和三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二十二号を第二十三号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十七号イ及びハ中「第十四号」を「第十五号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第十七号イ」を「第十八号イ」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

第十条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十一号の三の次に次の一号を加える。

四十一の四 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第 号）の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に属すること（他省の所掌に属するものを除く。）

#### 第十一条 「略」

（デジタル庁設置法の一部改正）

第十二条 デジタル庁設置法（令和三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二十二号を第二十三号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十七号イ及びハ中「第十四号」を「第十五号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第十七号イ」を「第十八号イ」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座

(令和三年法律第 号)の規定による個人番号の利用による  
預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に  
関する情報の提供に関する制度に關すること(他の府省の所掌に  
属するものを除く。)

の管理等に關する法律(令和三年法律第 号)の規定に  
よる預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口  
座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に關する  
情報の提供に關する制度に關すること(他の府省の所掌に属  
するものを除く。)